

第四百四回国会 運輸委員会社会労働委員会連合審査会議録 第一号

昭和六十一年四月二十三日(水曜日)

午前九時五十二分開議

出席委員

運輸委員会

委員長 山下 徳夫君

理事 小里 貞利君

理事 久間 章生君

理事 清水 勇君

理事 西中 清君

理事 関谷 勝嗣君

理事 三ツ林 大郎君

理事 左近 正男君

理事 梅田 勝君

社会労働委員会

委員長 山崎 拓君

理事 稲垣 実男君

理事 村山 富市君

理事 自見 庄三郎君

理事 友納 武人君

理事 森井 忠良君

理事 小沢 和秋君

出席国務大臣

運輸大臣 三塚 博君

労働大臣 林 道君

出席府政委員

運輸大臣官房国

有鉄道再建総括

審議官 棚橋 泰君

労働大臣官房審

議官 中村 正君

労働省職業安定

局長 白井 晋太郎君

委員外の出席者

労働大臣官房政

策調査部長 小野 進一君

日本国有鉄道総

裁 杉浦 喬也君

社会労働委員会
調査室長 石川 正暉君
運輸委員会調査
室長 荻生 敬一君

本日の会議に付した案件

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のため昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出第二〇号)

山下委員長 これより運輸委員会社会労働委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長としての職務を行います。

内閣提出、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を議題といたします。

本案についての趣旨の説明は、お手元に配付いたしております資料により御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永井孝信君。

○永井委員、まず初めに、国鉄をめぐる雇用問題が今大変な状態になっているわけでありまして、それから、それとの関連におきまして、一般的な社会の雇用情勢についてお尋ねをしてみたいと思うわけでありまして。

本法律案は、国鉄職員の退職の促進を図るための特別措置、第一条でそのことは触れられておるわけでありまして、それを講じようというものであります。労働者にとりまして、退職あるいは失業というものは、当然のことでありまして、けれども、その生活を支える基礎的条件を失うことを意味しているわけですね。だから本人にとっては重

大事なんです。しかも「すべて国民は、勤労の権利を有し」という日本国の憲法があるわけでありまして、それを實現する責務を有する政府が、国鉄の経営について、本人にとりては大変な重大事となる退職の促進を図ろうとしている。このことは、私はある意味では異例なことだと思つた。

国鉄の経営が財政的に破綻状態にあることは、私も十分承知をいたしております。だからこそわが党は、この状態を打開するために必要な国鉄改革関連諸法案を提出する準備を進めているところでありまして。

けれども、政府が今回みずから国鉄職員の退職の促進措置を提案する事態に立ち至ったことについては、その背景、原因、理由及びその責任などについて、もっと慎重に審議検討されなくてはならないと私は考えるわけであり

す。そこで、まず冒頭に労働省にお聞きをするわけでありまして、国鉄の退職者を取り巻く雇用情勢はどういうものなのか、一般的な状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

その一つは、いわゆる有効求人倍率の問題であります。二つ目には、年齢別の階層別完全失業率、三つ目には、産業別、職種別の求人動向ですね。全部言いますが、四つ目は、転職者の賃金の、従前と転職後の比較ですね。これらについて細かい数字は結構でありますから、中心的な問題だけひとつお聞かせをいただきたいと思うわけ

であります。○白井府政委員 お答えいたします。現在の有効求人倍率の状況は、〇・六七から

〇・六五の状態でございますが、今先生お尋ねの年齢別の状況を申し上げますと、これは毎年十月にとつておりまして、六十年十月時における状況は、全体が〇・六七のところ、二十九歳以下が

〇・九一倍、三十歳から四十四歳のところが〇・

九七倍に對しまして、四十五歳から五十四歳が〇・四九倍、五十五歳以上が〇・一三倍というところになっておりまして、中高年齢者の求人倍率が低く、特に高年齢者に対しては状況が厳しい状況になっております。

それから、最近の産業別、職業別の求人動向の状況でございますが、製造業の求人、特に素材関連業種、機械関連業種を中心といたしまして、対前年に比しまして減少しております。しかし、

一方、運輸、通信、サービス業においては引き続き増加が見られるところでございます。これらの数字を若干申し上げますと、対前年で求人が製造業で一五・六%落ちておりますが、運輸業で一・八%増、それからサービス業で二・〇%増という

ことになっております。それから、職業別の求人でございますが、六十年八月の状況を見ますと、専門的、技術的職業、販売等の職業で増加している一方、事務、技能工、生産工程の職業では減少いたしております。

数字で申し上げますと、専門的、技術的な面では対前年八・八%の増でございますが、技能工、生産工程では一〇・三%の減というふうになっております。

そのほか、賃金その他の問題については、別途説明させていただきます。

○小野説明員 引き続きまして、年齢別の完全失業率と入職時の賃金について御説明申し上げます。

年齢別の完全失業率でございますが、一番新しい統計、六十一年二月の調査では、全年齢を平均しますと二・八%の失業率でございますが、十五・二十四歳の層で四・七%、以下、下がってまいりまして、二十五・三十九歳では二・六%、四十ないし五十四歳では一・九%、そして五十五歳では三・七%という状況でございます。

男女別に見ますと、ほぼ同じような傾向でござい
ますが、ただ、五十五歳を超えたと、女の人
は非労働力化しますので、失業率が一・六と下
りますが、男性の場合には四・七%ということに
なっております。

それから、転職した場合の入職時の賃金を前職
時に比べてどうかという御質問でございますが、六
十年の上半期の雇用動向調査によりますと、六
十年一月から六月までの半年間に転職した者の
うち、転職によって賃金がふえたもの、すなわ
ち、一〇%以上ふえたものをふえたものとしてお
りますが、それが二八・六%、それから一〇%未
満の増減は変わらないとしますと、それが五一・
四%、それから一〇%以上減少したものは二〇%、
これが全年齢の平均でございます。

年齢別に見ますと、増加したものの割合は、日
本の賃金慣行の中から当然でございますが、年齢
が高まるに従って減少してまいりまして、五
十五歳以上ではふえたものが九・五%、そして減
少したものはほぼ年齢別に変わりませんが、これ
もやはり五十五歳を超えたと、減少したものが
四二・六%という状況でございます。

以上でございます。

○永井委員 今さつと数字をお聞きしたのです
が、今極めて雇用情勢というのは劣悪であるとい
うことがこれでわかると思うのです。これはまた
後でこの関係については触れます。

国鉄総裁にお聞きをいたしますが、国鉄退職者
が再就職された場合、小さいところまで就職先を
調べることは困難でありましょうけれども、国鉄
を退職した人の再就職先における賃金とか労働条
件については、大体どのような傾向をたどってい
るか、国鉄当局は把握をされていますか。

○杉浦説明員 国鉄の毎年の退職者の中で、特に
管理職にあった人を中心といたしまして再就
職先をあっせんしておるわけでありまして、その再
就職先は、いろいろあるわけでありまして、概
して申し上げますと、大体年金の給付を受
けるような年齢に達した方が非常に多いというこ

とでございます。その年金の金額と再就職先の
給与を合算いたしまして、従来の給与に相当する
程度というようにすることで給与体系ができておる状
況が大体通例であると思っております。したがって就職
先、特に関連企業が多いのですが、給与水準は大
体若干低目であるというふうに承知をしております。

○永井委員 今の総裁の答弁を聞きますと、これ
は過去のことでありまして、国鉄を退職した場合
に管理職を中心に就職があつておられるわけ
ですね。もちろん第一線で働いている現場の職員
についても配慮はされているのでありましよう
が、最前線にいたしたように、今のような
全体の雇用状況が極めて悪いという条件の中で、
国鉄を退職してすんなりとい職につけるという
ことはなかなか保証されてはいないのです。私も
もが調ったところによりまして、当局のあつて
による就職を含めて、ほとんど当局の就職のあつ
せんを受けた者を対象に調べたのであります。五
十五歳で退職をしたとして、定着率は大体二・
三年という数字が出ておるのです。ということ
は、決して生活を支えるような基盤になっていか
ない。労働条件が非常に劣悪である。いろいろな
ことがあるのでしょうけれども、定着率の二・三
年というところは何か肌寒い感じがするわけです。

これから本題に入っていくわけでありまして、
国鉄は大量に希望退職を募ったり、あるいはこれ
からいわゆる余剰人員の対策を立てていくこととし
ているわけでありまして、しかし、今までの通常
ノーマルな状態で退職をしていった人たちについ
ても、国鉄当局は完全にアフターケアとして後追
いはできていない。またする方が無理だったかも
しれませんが、後追いができていない。ではそう
いう状況から考えて、今までの国鉄退職者の動向
からして、退職の促進だけで、長年国鉄にその人
にすればすべてをささげたとする諸君に対し
て、そういう大変荒波のような社会の中に退職を
させて、言葉は悪いのでありますが、国鉄の職場
からはうり出すと言ったら語弊がありますけれど

も、はうり出して、それで雇用主としての責
任が果たして果たせると言えるだろうか。今まで
の通常の退職者ですら就職あつてはせいぜい管
理職を中心にしかできていない。今度大量に退職
するの一般的な職員がほとんどでありますから、
たとえ政治的にいろいろな配慮がされ、政府自身
がてこ入れをするにしても、果たして生活の基盤
を確立するようない、そういうことの保障がでる
だろうか。これから大量に希望退職を募り就職
あつておられるという段階に至るならば、し
かもそのことの原因が政府の、いわば国の政策に
よつて国鉄を再建しようとするわけですから、そ
うするならば、従来の国鉄の職員の退職後の就職
あるいは生活条件についてどうなっているかとい
うことを、せめて何年間かさかのぼって追跡調査
をされて、対策が立てられてもいいのではない
かと、私はこう思うのですが、これは運輸大臣、ど
うでございますか。

○杉浦説明員 先生おっしゃる通りに、非常に数
が多い対象でございますので、調査がなかなか全
体に及びませんけれども、今までの例で、就職を
あつておられた管理職からの話によりますと、定着
率が大変悪いというお話でございますが、就職先
のいわば定年制というものがやはりあるわけござ
いまして、大体その定年制いばいまでは勤めてお
るというふうな私ども聞いておるわけでございます
。しかし、なおそうでない場合もあるかもしれ
ません。その辺はよく調べてみたいと思ひます。

そういう状況であり、またかつ今非常に求人問
題が大変なときでもありますので、先生いろいろ
と御心配いただいておりますが、私
ども、長年国鉄で働いてきた諸君の将来の生活安
定というように十分頭を置きながら、今後
とも万端漏れないように努力をしていきたいと
思っております。

○三塚国務大臣 今、総裁からお話ししたこと
で、基本的に御理解いただけるかなと思ひます
が、こういう大事な時期でございますから、御指
摘のこともデータとして収集しながら方向づけを

するというのが重要なことかなと思ひます。
同時に、今回御指摘のとおり、政治の決定で改
革を断行するというに相なるわけございま
すから、総理大臣が雇用対策本部長として言明
たしておりますとおり、お一人といえども路頭に
迷うようなことはいきさな、全力を尽くす、こ
ういうことであるわけでございます。それを
きっちり達成をいたす意味におきまして、とり
得る手段は、また対応はすべてしなければならぬ
かな、こう思っております。

○永井委員 大臣がそういう過去の退職後の問題
についても、データの収集も大事なことだとい
う認識を持っていたただけでも、私は一つの
前進だと思ひます。退職するときに、その場
だけ就職のあつておられる、後は野となれ山と
なれというのが、非常に表現は悪いけれども、今
までの通例なんです。その状態を見ていただけ
に、大量の退職者を出す段階が来たときに、国鉄
職員が、幾ら当局がどう言つても、そのこと
は信用できない、こういうことになってくるので
す。それはそれ以上私は追及いたしません。

そこで、職員を直接使用している使用者責任と
いう立場について私は質問してみたいと思ひので
あります。国家公務員については現在六十歳の
定年制がしかれております。六十歳になれば退職
させられるのでありますが、逆に言うと、六十歳ま
では雇用の継続が保障されているということなん
です。公務員は六十歳の定年制がある。六十歳ま
では雇用の保障がされているのです。民間企業
の場合はどうなのか。民間企業の場合は、今国会
において、私も質問に立ちましたけれども、いわ
ゆる中高年齢者の雇用促進特別措置法が改正さ
れました。六十歳未満の定年制を設けている事業
主は、これを六十歳までに引き上げる努力義務を
負うことになった。努力義務ですから、私たちが
不満なのはすけれども、六十歳未満で退職させて
いる企業は六十歳まで雇用しないといふ、その努力
義務がありますよということ法定したのです。
国鉄職員はどうなのか。御承知のように国鉄職員

に定年制はないのです。定年制はないけれども、国鉄当局あるいは政府は六十歳までの継続雇用は保障することができなかった。それでしょ。公務員は六十歳まで保障する、民間は六十歳未満のものについては六十歳にまで引き上げるように法律で義務づけた。国鉄は六十歳以下でやめるといふわけだ。同じ政府が同じ国会に対して、一方では六十歳定年法案を提案して成立せしめ、他方では国の持っている企業の労働者の退職の促進を提案する、大臣、こんなばか話がありますか。どこにつじつまが合うのですか。この点について、まず林労働大臣に答弁してもらいましょう。

○林労働大臣 先生御指摘のように、急速に進展する高齢化に積極的に対応するために、今国会におきまして中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法を改正させていただいたところでございます。中高年齢者の雇用問題に關しましては、一般的に六十歳定年の普及、促進などによりまして、できるだけ同一企業の中でその能力を發揮してもらうということが基本であろうかと思ひます。しかしながら、現在国鉄の置かれてある厳しい経営状況のもとにおきましては、国鉄の労使双方が現在の状況を十分認識して、互いに協力しながら実効ある余剰人員対策に最大限の努力を払ってほしいというところが最も重要なことであらうと考えております。

○永井委員 国鉄総裁、あなたは昨年から総裁の任につかれたわけですが、現在は最高責任者なわけです。みずから雇用する国鉄職員について、民間企業や公務員と違って六十歳まで継続雇用を保障することができないことについて、総裁としての責任はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○杉浦説明員 世の中全体の動きとしましては、定年制の年齢の引き上げ、中高年齢者対策ということが行われる、そういう状況であるわけでありま。そういう中におきまして、国鉄は合理化を引き続き実行してまいる過程の中で、余剰人員とい

う望ましくない事態がどうしても発生し、それについての対策をしっかりと練らなければならぬと思ひます。そうしたことでございますので、勸奨退職年齢というような今までの一応の仕組みの中で、従来の特退者の対策を講じておるわけでありま。それを講じておるわけでもなかつた足らないというところでございまして、既に発生しております余剰人員の円満な解決のためにいろいろの手だてを講じてござるを得ないということであるわけでありまして、これから発生する余剰人員の問題につきましましては、皆さん何遍もおっしゃる通りに、一人たりとも路頭に迷わせることがない、将来の生活の安定を図り、雇用の確保を図る、こういうようなことをもっておこなうことが、長年働いてまいりました職員に対する私の責務であると思ひて、今政府全体にもお願いし、私も努力をしておることでございます。

○永井委員 総裁に今お答えいただいたのですが、今総裁がお答えになっておることをそのまま私は聞こうとしておるわけじゃないのです。もう一回繰り返します。公務員は法律によって六十歳定年制がしかれた。民間の企業はばらばらで、昔は五十五歳だったのしょうけれども、五十五歳のところもあれば五十七歳のところもある。しかし、国の雇用政策上どう考えてもこのままでは好ましくない、もっと雇用を拡大して高齢化社会に備えなくては行けないということから、民間の企業も六十歳までは責任を持って雇用しなさいという法律をこの間つくったばかりなのです。私が質問に立ったのだから、大臣、そのときあなたはどうか答えたのですか。高齢化社会を迎えてできるだけ生活の基盤を安定させるためには、六十歳定年制に全力を挙げます、こう言った。たとえ経営上いろいろな問題があったにしても、国鉄だけは若くてやめると同じ政府が言うわけだ。これについてどう責任を考えているかと私は聞いておるのです。

こころでそのことについて余り時間をとらうと思ひませんけれども、関連してもう一つ触れてみたいと思ひます。

民間の企業であっても、経営状態が悪くて、再建するために裁判所に問題を持ち出して、管財人を指定してもらって再建を図ることがあります。そのとき自分の雇っている職員に退職してもらうあるいは転職してもらう、これがまず最大の課題なのです。そこをまずクリアしないと、その企業の再建はあり得ないのです。その場合、日本の憲法では、第二十八条で勤労者の団結する権利や団体行動をする権利が保障されています。労組法では、その第一第一項において、労働者と使用者の対等の立場を保障しているのです。その対等の立場を保障するということは、いわゆるスト権の問題も含めて経営者とやり合ひをすることができるといふことです。このことはイロハのイです。からお互いに言ひません。しかし、国鉄はその基本権がないわけでしょう。事実上公労法で否定されているわけですよ。仲裁機関があったとしても、そうすると、この種の問題が起きてきたときに、労使の対等をどうやって保障するかというところをまず第一義的に考えなくては行けないわけですね。ところが現実には、総裁の個人的な意思だけで動いているとは思ひませんけれども、残念ながら、今の国鉄の労使というものは、その法に保障されている対等の条件になっているとはどんな角度から見ても思ひえないのです。この点について監督官庁として運輸大臣はどのような認識を持っていますか。

○三澤国務大臣 雇用の問題は、一言先に触れさせていただきます。希望退職というところであります。希望退職という要件に相互が一致した場合行われる。この法律はそういう意味で特別給付金制度というところで対応させていたということであるわけですが、若い人は国家公務員グループ、地方公務員グループに参ります。自後は六十歳まで参る、こういうことになりま。民間の場合、おっしゃるとおり、そこできちんと、努力義務とはいひながら高齢化社会を迎えて進むべきものだと思ひます。今、まさに政府と民間との間に公企体として存在する国有鉄道、未曾有の大改革を断行しなければならぬという諸状況の中で取り進むわけでございます。このところは、その再生、新生を期するといふ意味で、つらいことではあります。通り抜けていかなければならぬトンネルかな、こんなことであるわけですが、その場合につきましても、前段申し上げましたとおり、追跡調査その他の中で、同じ企業としていきますようにできるだけのことをいたさなければならぬと思ひます。

労使対等のことでどうかという御指摘ですが、御案内のとおり、それは公労法で調整をするという法制的な制度に相なっております。対等に相なっておりますし、先生が御指摘のように、対等に相なっております。こういうことでありますが、これはやはり視点の問題かなと思ひます。

特に、公企体を中心に、他の労働関係につきましても、我が国は戦後の一つの習熟期間を経て、労使対等というこの慣行が出てきたかというふうに思ひます。使用者側といへども、自分の意でどうこうとできるような状況でない、こういうことでございまして。しかし、こういう諸状況の中で、そうとられますようなことがあつてはならない、こういうことで、監督官庁といひますれば、いい労使慣行が、また労使協議が得ますように努力をお願いしたい、こう申し上げておるところであります。

○永井委員 労働大臣、お聞きしますが、今運輸大臣はあいつを答弁されたわけですが、国鉄労働者にとって労働基本権が制約されているという状態の中で、自分の所属する組合の労働者の雇用や労働条件を守るといふことは大変なことなんです。これはおわかりになるでしょう。そのときに、使用者である国鉄当局が仮にも不当に強圧的な態度に出たり、あるいは労働者に不利なことを強制するようなことがあつてはならぬわけですね。そのことをまず第一義的に、十分配慮を

して対応するように指導するのが労働大臣の責務だと私は思うのですが、それはどうですか、一言で答えてください。だんだん時が早う回りますからね。

○林国務大臣 国鉄職員の労働条件につきましては、公務法第八号において団体交渉の対象事項とされておりまして、従来から労使が話し合いによつて決定をされてきたものと私もは考えております。

そこで、この労働条件に影響を与えるというような場合におきましては、国鉄当局としては、その労働条件に関する事項については、労組との団体交渉の要求があったときには、それに応ずるといふようなことであるというふうに私も聞いております。したがって、この国鉄職員の労働条件をめぐり問題につきましては、今後とも労使が現在置かれております状況を十分に認識しながら問題の解決に当たられることを、私もとしては期待をいたしているような次第でございます。

○永井委員 そこで、重ねて私はこの雇用という問題について基本的な考えをたしておきたいと思うのですが、最前総裁もお答えになりました。衆議院の本会議では中曽根総理もお答えになっていらつしやるわけですが、いずれにしても国鉄労働者を路頭に迷わせるようなことは絶対にしない、そしてまた、いわゆる余剰人員を処理していく上において、国鉄労働者に対して退職を強要するということはしない、このことは基本的なスタンスとして、運輸大臣、確認できますか。

○三塚国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。

○永井委員 総裁はどうですか。

○杉浦説明員 先ほど申し上げましたように、職員の将来の生活の安定、雇用の確保ということとは非常に重要なことでございます。私はそれに向かひまして最善の努力をするつもりでございます。

○永井委員 そこで、本題に入っていきたいと思うのですが、雇用調整のあり方の問題であ

ります。

日本は資本主義国ですから、資本主義国において企業が成り立っているところの場合には、例えば新規採用の抑制や、希望退職者の募集などの雇用調整を行わなければならないということがある。私は、安易に、かつ無責任に雇用調整を行うことを認めるといふものではないと申し上げなければ、今日、それが現実であることに對して目をつぶって済むことでもないと考えているわけでありまして、民間企業の場合には、雇用労働者に労働基本権が、最前申し上げたように一応保障されている。労働組合がストライキをかけて、組合員の雇用を守るという闘いを展開することもできる。労働組合が組織されている企業の経営者が雇用調整を実施しようとする場合には、それ以前に経営者は経営者なりにそれ相当の大変な経営努力をするわけですね。

このことは、例えば関東経済協会の資料で、経営団体の「雇用調整に対する使用者の考え方」という冊子がありますが、こういうことを言っています。ちょっと紹介しておきますが、「雇用調整について」ということで、

企業の体質改善、合理化の過程では、状況に応じて雇用調整をやらざるをえない場合がある。その方法としてはいろいろ考えられますが、ステップを踏んで実施することが大切で、特に、従業員の生活に大きな影響を与える人員整理については、①その必要性、②使用者の企業努力、

そしてその次に、整理対象者を選定して、労働組合との間に協議を重ねて、十分に理解を得た上で実施することが大事です、こう経営者団体も触れていきます。

私がこのことを取り上げたのは、今の国鉄をめぐる状況は、必ずしもそのようになっていないと判断するから、私はあえてそのことを申し上げるわけでありまして、

言いかえれば、我が国の場合、残念ながら使用

者責任を自覚していない経営者も、中小零細企業を含めればかなり存在することも事実です。そういう面では、近代国家といえながら、日本の労使関係といふのは、ある意味では後進国並みのところもある、私は自分でそう思っているのです。

とりわけ、多くの解雇者を出すような場合には、そのような事態に立ち至ったことについて、労働者側に対して経営陣が深くおわびをして、それまでの経営努力や現在の経営状態、将来の見通しなどについて、対応する労働組合に十分説明して、十分な合意が得られるように、あらゆる手だてを講じるというのが常識になつていけるし、またそれが当たり前のことなんです。

ところが、今回の国鉄の雇用問題をめぐつては、この前私は社会労働委員会でも何回か質問に立ちました。残念なことではあります、本当に合意を得るようには腹を打ち割つてひざ詰めで、何となくでも労働組合側に理解と納得を得ようなどと意識的に心算からやつていられるかというところ、残念ながらそう見えないのです。

それは、私は国鉄当局だけの責任ではないと思ひます、運輸大臣、政府の恣意的ないろいろな指導のもとにそうされていると私は見ています。だから私は運輸大臣の責任は極めて重いと思うのであります。極論すれば、今の国鉄の雇用問題をめぐる労使の関係というのは、ある意味では、表現は悪いですが、当局側が労働組合に對して恫喝をしていると云つてもいいんではないかとさえ思ふ節があるのです。これは私の認識でありまして、私はここで特別にそのことについて答弁を求めようとは思ひません。

また、もう一つの側面から見ますと、国会に対する態度であります。演説になつて恐縮であります、時間が関係で演説をいたしますけれども、国鉄経営を再建するといふながら、国鉄職員の大多数を組織している国鉄労働組合の存在が事実上無視されているような状態になつていゝではないか、理由がどうあれ、もっともな団体交渉をするようにすべきであるが、結果的に言へば、当

局の政策の押しつけ団交に終わつていゝのではないだろうか、一方的に事を運ぼうとしていゝのではないだろうか、こう私は現状から危惧するわけでありまして。

もつと国鉄当局も企業の経営者という立場に立つて、経営責任についての率直な意見を出し、組合にも理解を求めるために、経営努力の足りなかつたところ、まさかつたところを率直に吐露して、改むべきものは改めて、現状を理解してくれよう、むしろ国鉄当局がどのような方法をとつても、実のある団体交渉をやつてもらうように求めていくべきではないかと私は思うのです、これについて労働大臣はどうお考えになりますか。

○林国務大臣 国鉄の現在置かれていゝ立場を考えまして、その中で希望退職、そういう形で企業を去つていかなければならないということ、こういうことを考えますと、それはその国鉄職員にとつては、家族を含めた一生にかかわる重大な問題ということで、私もどなたもいたしましては、関係者が温かい配慮をなさなければならぬ、このように考えるわけでございます。

いずれにいたしまして、労使双方が現在の国鉄の置かれた厳しい現状を十分認識してもらひまして、意思疎通を図つて、この余剰人員対策に当たつてもらわなければならぬ、こんなふうに思うわけでございますけれども、私は、こういう気持ちでそれぞれの関係方面にお伝えをして、この雇用の問題が円滑に行われることに努めてまいりたい、このように思ひわけでございます。

○永井委員 運輸大臣、私も、例えば国鉄労働組合もそうでありまして、国鉄の今の現状を認識しているわけですから、希望退職やあるいは職がかわるいわゆる配置転換ですね、こういうものについて一切だめだとは言ひも言つていないのです。しかし、あくまでもそれはちゃんと合意してやりなさいということをお願いするわけだ。

労働大臣、この前、四月二日に私が社会労働委

員会で質問したときに、この種の問題を私が質問しましたら、労働大臣は、労使の問題だからと言つて、そのことについて直接指導するのをためらうような態度を示されました。私は問題だと思ふのです。国鉄職員も人間ですからね。どんなに国鉄の経営状態が悪化しておろとも、どういふ状態になつておろとも、国鉄職員自身は自分の生活を抱えているのですからね。国鉄の経営が悪くなつたから自分の生活を犠牲にしろということとは通らないのですよ、これは。私は政府のそれに対する責任というものは、そこから発生すると思つてゐるのです。だから、これもあつてこゝで私は余り深く議論をいたしません。

そこで、私は国際的な問題から、この国鉄の問題をちよつととらえてみたいと思ふのであります。

この前、ILOの内陸運輸委員会第十一回会期というものがございました。一九八五年一月三十一日に「鉄道産業における団体交渉の促進に関する決議」と「鉄道における雇用の損失に関する決議」が採択されておるのです。これらの決議には、日本政府の代表者や使用者側代表が労働側代表とともに参加をし、賛成してきてゐるのです。この決議について政府は承認してゐますね。労働大臣、どうですか。承認してゐますか。

○林国務大臣 承認をいたしております。

○永井委員 この決議は、ILOの理事会が加盟各国へその内容について要請するとしてゐるのです。日本政府はILOからその要請連絡を受けましたか。

○中村(正)政府委員 事務局からそのように報告を受けております。

○永井委員 連絡を受けてゐるわけですね。現在の国鉄改革は、この決議で言う「国営鉄道システムの再編成や縮小」に当たると思ふのですが、どうですか、労働省。

○中村(正)政府委員 決議の中で「鉄道運輸における雇用の保護」、労働条件の悪化を防止するため「云々」という記述がございます。したがつて、現在の国鉄改革に伴う雇用問題についても、論理

上はそれに入ると思ふ。

○永井委員 今回の国鉄問題は、そのILOの決議の中に記述されていることに該当する、こう答弁があつたわけですね。それならば聞きまますけれども、「雇用諸条件の変更」についての自由な団体交渉と団体協約の締結をILO文書に従つて奨励し、となつてゐるわけですね。現在の国鉄の団体交渉は、そのILO文書に言う「自由な団体交渉」となつてゐるという御認識をお持ちですか。労働大臣、どうですか。

○中村(正)政府委員 この決議の性格の問題でございまして、各産業別委員会におきまして、こういうような決議が、一回開かれることに十ぐらい採択されるというのが実情でございまして、その性格をいたしまして、ILOの文書の中には条約とか勧告とかございまして、決議は、その産業別委員会が採択された後、理事会に対して要請、そして各国に対して通報がある、こういう性格のものでございまして、国際機関の決定、決議でございまして、それなりの配慮を払ふべきでございまして、法的性格をいたしましては、条約その他とは性格を異にするという面がございまして、

そこで、現在の国鉄の労使がこの「自由な団体交渉」云々に当たるかということでございますが、長い伝統を持つ国鉄関係労働組合とそれに対応する国鉄当局の団体交渉は、やはり自由な団体交渉を行つてゐる、こういうふうに考えております。

○永井委員 その認識が、私は何のために初めからずつと質問してきたかわからぬわけですが、自由な団体交渉というものが形式的であつてはならぬ。形勢的には自由な団体交渉であつても、中身が自由な団体交渉になつてなかつたら何にもならぬわけですね。条約であつたら決議であつたら、そこで採択されたものについて、これを積極的に守つて推進するというのが政府の態度でなければならぬわけですね。

決議の前文では、「労働者の配置転換、解雇、復職の前文では、(労働者の配置転換、解雇、復

職、採用、職務の再配置に関わる諸条件は団体交渉事項とされねばならない」となつてゐるわけですね。あるいはILOの第百五十八号の雇用終了条約やそれに付随する第百六十六号の勧告は、経済上、技術上、構造上または類似の理由のための雇用終了について労働組合との十分な協議や情報の公開を求めているわけですね。

ところが国鉄当局は、配置転換について、いわゆる一方的に希望調査をとつたり、この前も私は国会で質問申し上げたわけですが、いわゆる広域異動というものを一方的に実施をしております。もちろん労使が合意した労働組合もあります。合意してない組合もあります。残念なことではあります。合意してない組合が最大の組合なんです。ここに私は国鉄の現状を打開していくための最大の不幸が存在していると思つてゐるのです。労働組合に相談なしに改革を進めてゐるというところになつてゐると私は思ふのであります。

私がここで一方的な実施という表現を使つておることは、合意のないまま実施することを一方の実施と、こう言つてゐるのです。これについて監督官庁の責任者である運輸大臣としてどういふお考えを持つていらつしやるか、一言お答えいただけますか。短くて結構です、時間がありませんから。

○三塚国務大臣 合意のないままやられておるのではないかと御指摘であります。合意をやるということとは、配置転換等々、広域配転等々、こういうふうな解釈にも延長、行くのかな、こう思ふのであります。今回の広域異動であつては、本法にも出しました著しい過剰状態を脱しますことが国鉄企業として極めて大事なことであり、こういうことでそれぞれの管理局長が職員各位の希望をまず確かめ、その中で行つ、こういうことで注意をいたします。人事管理運営事項という観点ではあります。その辺のところを気を碎きながら取り進めておるといふ報告を受けておるわけでございます。それならばよろしからう、

こう申し上げておるところであります。

○永井委員 大臣、そこが私の認識と違ふのです。大変な違いなんです。これは大切なことですから、時間を気にしながら、時計ばかり見ながら私しゃべつてゐるのですよ。

もう一遍言いますよ。このILOの団体交渉の促進に関する決議には、「労働者の配置転換、解雇、復職、採用、職務の再配置に関わる諸条件は団体交渉事項とされねばならない」と記述されてゐるわけですね。決議してゐるのですよ。今国鉄当局がやつてゐる余剰人員対策の中で、例えば広域異動の問題であるとか職場の配置がえであるとかいうことは、この中に該当しなくてはいけないはずなんです。どんなに日本の辞書をひっくり返してみたって——同じ単語の中でそんなに解釈が変わつてゐるのでは大変なんです。中曽根総理ではないけれども、軍縮に全力を挙げますと言つてやつてゐることは軍縮なんだから、これは困るわけですね。それでしよう。日本の言葉は日本の言葉どおり私は大切に使つてもらいたい。だから大臣と根本的に認識が違ふわけですね。

私ばかりしゃべつてゐるのだけれども、答弁が長いと困るので、総裁一言でいいです。例えば今の広域異動も希望退職の調査をとることも、合意されてやつてゐますか。

○杉浦説明員 いろいろな組合との間の問題につきまして、相談が必要であることは事実であります。既にでき上がったルールというものがございまして、何かやる場合にそれと照らし合はせて、そのルールに従つて当然にやり得ることもたくさんあるわけでございます。そのルールに従つてやるといふことを原則にしながら、なおかつそうした場合に、特に広域異動のような場合に非常に労働条件の変更等の御要望があることも承知してあります。したがつて、そういう場合には十分に団体交渉いたしましたし、もう一つ、国労との間におきまして、今まで十四回にわたつてまして労働条件の問題についてひびきを交えて話をいたしておるところで

ごさいます。

○永井委員 国鉄労働組合との間に十四回団体交渉をやられている。形式的には交渉を持たれているのです。私その議事録を全部見ました。肝心の問題になると、それは管理運営事項、こう逃げたしうのです。これでは合意にならないのです。労働組合の幹部も私呼んで聞きました。決してすべて反対すると言っているのではない、合意してからやってくれ、こう言っているんだ、それだけの話だ、こう言うわけですよ。なぜそのための経営者としての努力ができないのか。

冒頭に言ったように、他の企業は六十歳まで雇用が保障される。法律でもそうなっている。しかしそれと全く逆に、それ以下の年齢でやめてもらおうというわけだから、必要以上に合意を求める努力が当局側にあつて当たり前でしょう。そこが問題なんですよ。形式的な団体交渉を何ぼやってもだめなんですよ。何としてでも労働者に納得してもらおうという姿勢が欠けているところが問題なんですよ。運輸大臣、そこをどうはしかりしてください。

時間がなくなつて残念だけれども、ついでにも一つ言います。

今国会に、雇用政策に関する条約というILOの百二十二号条約が批准のために提出されています。この中にどういことが書いてあるか。時間が惜しいけれども、これもちょっと紹介しておきましょう。

各加盟国は、経済の成長及び発展を刺激し、生活水準を向上し、労働力需要を満たし、かつ、失業及び不完全就業を克服するため、自由に選択された生産的な完全雇用を促進する積極的な政策を主要目的として宣言し、かつ、追求するものとする。

これが第一条件なんです。

第三条件はどう書いてあるか。ここが大事なところですから、よく聞いてください。

が労働者の代表者に対しては、雇用政策に関し、これらの者の経験及び見解を十分考慮に入れ、立案に当たつてこれらの者の全面的な協力を確保し、及び当該政策に対する支持を得るため、協議するものとする。

これが第三条件なんです。立案の段階から労働組合に対して全面的な協力を確保するようにしなさい、意見を聞いてやりなさいよ、こうなっているわけですよ。今の国鉄当局、というよりも政府であらうと思うのでありますが、この余剰人員対策、希望退職政策というものは、立案の段階であらうかじめそういうことがとられておりますか。

片方でこういうILO条約の批准をこの国会に出しているわけですよ。この条約の批准を国会に求めておきながら、この条約の中身に反するようなことが片方で堂々と政府の政策としてやられておるんですよ。国鉄の問題の一番深刻なところがあつたんですよ。だから、どのように言つてみたつた政府自体が、もちろんこのILO百二十二号条約の国会批准を求める手続は、お二人とも関係として閣議で署名されているわけだ。片方でこういうものをを出す。労働大臣ではないけれども、六十歳定年制の努力義務を付した法律案を提案し、それとも私は協力してこの国会でもう既に成立しているわけだ。繰り返して悪いけれども、国鉄はそれ以下の年齢で無理やりやめさせようという逆の政策をとっているわけだ。こんなんでんでんばらばらな政策が政府にあつていいのですか。私は、監督官庁としての、政策立案の責任者である運輸大臣、あるいはそういう労働問題を指導していく立場にある労働大臣、このお二人にあつてそのことについて聞いているのです。総裁に対しては恐縮ですが、総裁だつて総裁の意思だけで動けるはずがないと私は思っているわけですよ。今の仕組みでは、政府が態度を変えたら総裁の態度だつて変わるのだ。そこをこのところをお二人に私は聞いているのです。

一方的にしゃべつて悪いけれども、もう一つついでのことを言つておきましょう。

よく比較されることだけれども、二十数年前にいわゆる石炭の合理化がありました。このときには、政府の派遣した有沢調査団の調査結果の報告が出るまでは、企業の側が「民間ですよ、民間の企業の側が組合側に提起してきた合理化は、その実施をストップしたのであります。そしてその調査結果に基づいて労働側の代表も入つた石炭審議会を檢討し、その答申を受けて初めて実行に入つておつたわけですよ。民間の企業においても。たとえ石炭が国のエネルギー政策に重要なかわりを持つておつたとしても、国鉄ももろに国が責任を持たなくてはならない公共企業でありますから、それだけに非常に慎重に事を進めてもらいたい。

なぜそんなに急ぐのか。狭い日本そんなに急いでどこへ行くじゃありませんけれども、なぜそんなに急ぐのか。労働側にもっと合意を求めて、お互いに積極的な合意の上でこの問題の処理が図られるように、これがたとえ六十一年度の緊急措置法であつても、この中身についてはだんだん触れる時間がなくなつてまいりましたが、問題点はたくさんあるのです。これは運輸委員会のメンバーの皆さんにもこれから審議していただくわけでありまして、あえて私は労働問題だけに、あつた切つてそこだけにどめたいと思ひますけれども、国有鉄道である以上、より慎重な態度がとられてしかるべきではないのか。なぜ六十一年度に二万人という大量の希望退職を何が何でもやろうとしないといけないのか。ILO条約との関連は一体どうなつていのか。政府の姿勢に一貫性がない。近代国家として労働者を大切にすることという視点が欠けている。

この点について、労働大臣と運輸大臣から一言ずつ答えてください。

○三塚國務大臣 段々の御指摘をいただいておりますが、近代国家の政府でございまして、雇用第一主義、働いておる方を大事にするが取り進めてまいらなければならぬという観点で、実は雇用対策についても、総理大臣を本部長とする対策要綱を取り決め、それで法律が通ら

ぬうちに何だとおしかりを受けておるわけでございますが、それでもなおかつ、お一人といえども路頭に迷わせるわけにはまいらぬということでも全力投球いたしておる、その誠意だけは認めをいただきたいと思います。

特に、国鉄を監督する立場にある政府として、運輸省として、雇用能力を与えないでやつておるのではないかと、端的に言ひましてそういう御指摘でございますが、実は今日のこの法律の提案も、これは緊急措置法。関連八法案出させていただいておりますが、先生も既に御案内のように、昭和五十八年、国鉄再建に関する臨時措置法を御提案をさせていただき、衆議院、参議院、両院において大変な御議論をいただき、このいわゆる仮称監理委員会法によって国鉄再建監理委員会が、この法律の制定を待って、二年有余にわたる大変な議論の中で答申を得た。答申は尊重する、こういう建前の中で取り組まされていただいておりますので、その中で、なおかつ近代国家として労使というものは極めて大事な関係、このことを正常な方向の中でとり行つてまいりますことが、また最小限、立場はそれぞれ違ひますが、現状認識のコンセンサスがあるというところが、本改革を取り進める上において大事なことだ、こういうことで実は国鉄も指導をいたしておるわけでありまして。

このILOの精神も、まさにそういう意味で、決してこれと矛盾する形ではない。この精神を体しながら、いわゆるお一人の労働者もということでお取り組みをいたしておることを御理解をいただきたい、こういうことでございまして。

○林國務大臣 国鉄の危機的な経営状態の改善のために、国の行政改革の一環といたしまして、改革方策というものが検討されて、その結果、今日の分割・民営化を基本とする国鉄改革案が提案されたということは、先生も既に御承知のとおりでございます。

こういったことから、国鉄改革に伴います余剰人員問題につきましては、希望退職者の募集を初

めとしまして、再就職のあつせんも含めて国鉄自身が最大の努力をすべきものだというふうに考えますけれども、労働者側の意見も十分に反映することが最も望ましいというふうに思っています。

そこで、ILOとの関係でございすけれども、これはまた我々はその精神を酌み取りながらこういったことに対応していくということではなからうかと思ひますけれども、雇用政策条約というものは、今回の国鉄改革のあり方につきましては、直接に制約をされるようなかわりを持つものではないのではないかと、このような考えを持つものでございす。

○永井委員 時間がやつてまいりましたので、もう一つだけ最後にお聞きしておきたいと思うのですが、ILOのこの運輸委における決議ですね、この決議の中に、さらに触れておきますと、「鉄道産業における雇用を守り、労働条件の悪化を防ぐ」ということが記入されているわけですが、これはどう考へたつて雇用を守れないようになっていくわけでしょう。そうですね。だから政府はこの決議を当然国鉄当局にも伝えたはずであります。伝えていなかったとしたら、これは労働省、大変な怠慢ということになりますね。決議を採択したのだから、関連する当局にそのことをちゃんと連絡を指導するということは当たり前のことだと思ふのであります。もしそれがやられていなかったら、これは大変な問題でありますし、あるいはこのILOの決議などに反して、まともな労使の関係が守られていないとするなら、例えば労働組合側からこの決議に反するとして再提訴するということも考えられるわけですね。そういうことの繰り返しがあつてはならないと思ふのです。

そして今運輸大臣は、監理委員会の答申に基づいてやつてきているというのを言われているわけですが、監理委員会には労働側の代表が入っていないことなんです。しかも石炭審議会は公開でなければならず、監理委員会は密室でしょう。国会にだってなかなか監理委員会の討議経過を言わなかったの

だから、亀井委員長を呼び出して。だからそこ

に決定的な違いがあるということ、このことを踏まえて国鉄の問題というものは政府が責任を持つた対応をしてもらわなければいけない。少なくとも労働者を弾圧するようなことがあつてはならぬということですね。

最後に、きつと答へていただきたいのは、いろいろな理由があるでしょう、いろいろな経過があるでしょうけれども、国鉄の中で最大の組合である国鉄労働組合との間には残念ながら雇用安定協約はないのです。配置転換協定というものの期限切れのままになっているわけですね。当局にはこのようにしてもらつたらいいけれども結ぶんだという言い分があるでしょう。しかし、私がここで一言して言っていることは、六十歳定年制が片方にあるながら、それ以下でやめさせようという政府の政策を実施に移そうというわけでありすから、しかも経営が破綻したよつて来る原因は、私はここで深く触れませんが、政策的に起きている国鉄の財政赤字なんです。それを労働者に押しつけることがあつてはならぬし、だから問答無用に犠牲になれということもあつてはならぬ。だから、これは労働組合との間にあつてもいいから、き協定が必要なら必要で結んで、意見の一致を見て、合意をした上で円満に実施に移していく。我々は人の問題についても反対しているわけじゃないのですから。このところだけはひとつきつとそれぞれからお答へいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○杉浦説明員 労使の間におきまして、こういう大変なときでございすし、十分に信頼関係を確立し、また今結ばれておりません雇用安定協約、これが結ばれることを私も期待をしております。今後とも国労に對しましては、粘り強く何回でもお話をしむけ、よくお話をこれからしていくつもりであります。

○三塚國務大臣 最大組合の国労とそういう関係がないという意味では大変不十分であるし、残念なことでありす。よつて、今総裁言われま

うに、共通の認識を得るということについて双方最大の努力をしていただくように、さらに申し上げる、こういうことで進めてまいりたいと思ひます。

○林國務大臣 国鉄問題につきましては、いずれにいたしましても、労使双方が現在の国鉄の置かれてある厳しい現状を十分に認識をして、意思の疎通を図りながら、余剰人員対策が円滑に実施をされるということを強く期待をいたしておりました。この気持ちを私は関係者に伝えてまいりたいと思つております。

○永井委員 これであつていただきますが、運輸大臣、要望だけしておきます。

労使が互いに共通の基盤に立つて認識を統一する、その上で、こういうお話であります。当局側の言い分だけを労働組合に認識を求めるといふことに今なつてゐるんですよ。だから、労働組合の言っている言い分、認識も当局側が受けとめて、初めて共通の土俵ができるわけですから、そのところだけはひとつ間違ひのないようにきつと対応してもらふ。そしてそれがうまくいかなかったら、またまたILOの舞台に問題を持ち込むことになるのだから、もう日本政府はいかにげんにILOの舞台で恥を連続してかくことのないように、私も協力しようというわけだから、ひとつ積極的な対応を求めて、時間の関係で質問が半分しかできませんでしたが、あとはまた引き続き機会を見て質問させていただきます。ことにして、これで終わりたいと思ひます。

○山下委員長 小沢和秋君。

○小沢和委員 きょうは時間ありませんので、国鉄総裁に特別お尋ねをしたいと思ひます。

今、国鉄の職場はどこに行つても、新会社に残りたければ当局の言うとおりになれという締めつけによつて、労働者の人権は完全にじゅうりんされ、労働組合活動への不当な支配介入、いわゆる不当労働行為の目に余る形で横行しております。近代的な労使関係などとは全く無縁な状況だと言つてよいと思ひます。総裁はこういうような今

の職場の状態でよいとお考えかどうか、まずお尋ねします。

○杉浦説明員 こういう大変な時期でございすので、職員に不安や動揺があつて、それがサービス、安全の面に支障のないように、常日ごろからよく管理者から職員に對しまして事態の推移というものについてお話し申し上げ、いろいろな問題につきまして話し合うということを基本にやつてゐるつもりでございまして、ただいま御指摘のような不当労働行為等の行為はないと私どもは認識しております。

○小沢和委員 それならば、具体的な事実を挙げて申し上げたいと思ひます。

四月十日から十二日まで国鉄労組が職場で民営・分割反対などのワッペンを一面に着用する闘争を行つたわけでありす。これに對する当局の対応はまさに異常だつたと思ひます。

私の地元北九州の場合でも、九州総局から大量の監視員が現場に派遣され、ワッペンをつけている組合員を見つけると、一人一人を多数で取り囲んで、君には家庭があるだろう、このようなことをしてたら一家心中をしなればならぬ。新飯塚駅営業係白石憲君は、一日の間にそういうおどしを三回も受け、そのショックでついに夕食休憩時には吐き氣を催して救急病院に連れていかれる騒ぎになつております。また中泉駅の臨時窓口を担当していた海老洋一君、宮田駅臨時窓口の斉藤忠文君などは、どちらもさんざん上り上げを受けた上、自動車で直方駅長室まで連れてこられ、それきり仕事をとり上げられ、今日に至つております。

ワッペンをつけることは、私たちは当然のことだと思ひますけれども、百歩譲つてあなたの方の考え方に従つたとしても、せいぜいのところ服装規定違反という程度のものじゃないかと思ひます。何でそう重大犯罪扱いしなければならぬのか。国鉄は乗客を安全に正確に送ることが使命だと思ひますけれども、ワッペン闘争というのが列

車の運行にどこかで何か具体的に影響でも出ておったという事例でもあれば示していただきたいと思うのです。

○杉浦説明員 具体的にワッペンの問題についての御指摘がございました。

その点について私どもの見解を申し上げますと、ワッペンの着用というのは、勤務時間内における組合活動であるとまず第一に考えております。したがって、これは法に言ういわゆる職務専念義務の違反行為である。あるいはまた職員の服装についての定めがございしますが、それに違反する行為であると私どもは考えておりますので、ワッペンの着用はしないようにということを再三再四指導いたしているところでございまして、そうした行為が行われる場合におきましては、こういう趣旨であるということでワッペンを外すように指導するのは当然のことであると思っております。

○小沢(和)委員 私の質問に答えてもらわなければいけないのです。どんな小さなことでもいい、どこかで何か列車の運行に影響があったのか。きのう私は事前に、そういう質問をするからと通告してあるのですよ。答えなさい。

○杉浦説明員 ワッペンをつける、外すということ自体が運行に直接関係はございません。しかしながら、私どもは、前から言っておりますように、大事なお客さんの取り扱いあるいは安全運行という面におきましては、職場の規律がしっかりと守られねばいかぬ、そういったことの乱れが万一そういう面につながることがあってはならないということで、職場規律の確立を叫んでおるところでございます。ワッペンをつけてはならないという指導もその一環でございます。

○小沢(和)委員 具体的な国鉄の列車の運行などに全く影響がなかったことを今あなたは認めたわけですね。にもかかわらず、まるで重大犯罪がそこで発生したかのようにしるし上げを行って、こういう病人騒ぎまで引き起こしている。一体何でこういうことをするののか。

本当のねらいというのは、結局のところ、それで国鉄の労働組合員を動揺させて、あなた方の言いなりになるように完全に屈服させる、これを抜きにして来年の四月一日に十万人を職場からほうり出すことはできない、こういうことじゃないのですか。私はこれはまさに不当労働行為に該当すると思うのです。

ここで労働省にお尋ねをしたいと思いますが、中央労働委員会が昭和五十七年四月二十一日にワシントン靴店事件で出した救済命令というものがありませんか。これは、会社が、ワッペンをつけた組合員を個々に呼び出し、暴言を浴びせたり、つるし上げたりして、ワッペン取り外しを強要したことが、不当労働行為の中の支配介入になると判断した事件であります。その判断部分を読み上げていただきたい。

○中村(正)政府委員 命令文をそのまま読ませていただきます。

会社が多数の管理職を動員して、ワッペンを着用した個々の組合員を事務室に呼び出し、常軌を逸する暴言を浴びせたり、つるし上げを行ったりして、ワッペンの取りはずしを強要したことは、明らかに、個々の組合員に直接圧力をかけ、心理的動揺を与えようとしたものである。加えて、当時の労使事情を勘案すると、本件における会社管理職の行為は、ワッペン着用闘争の排除に藉口として、組合活動を制限しようとする旨を認めるのが相当。

○小沢(和)委員 総裁、中労委の命令というのは、労働問題でいえば最高裁の判決に当たるといふだけの重みがあるものであります。ぜひ今の中労委の命令を謙虚に聞いていただきたい。要するに、ワッペンの取り外しの求め方が異常だ、組合のワッペン着用闘争に対抗する行為としては行き過ぎたということで、不当労働行為を認めているのですよ。あなた方が今職場でやっているとおりのことで、中労委からそういう命令が出されているわけでありませう。

あなたも若干気が引けたのか知りませんが、二十一日の記者会見で、大分鉄道管理局が分割・民営化反対のワッペン闘争に参加した国労組合員を本来業務から外し、余剰人員の仕事に人事異動しようとする方針を打ち出したことについて、「たつた一度のワッペン闘争に参加したことだけを理由に異動させる」ということが新聞に報道され、指示した」と述べた」ということが新聞に報道されております。もしこれが事実であるとすれば、私はこれは結構だと思っております。先ほど具体的な固有有名詞まで挙げて、今任務を外されておるというのを申し上げた人たちに對しても、そういうあなたの方の配慮というのか、もとに戻す措置をぜひとっていただきたいのですが、いかがですか。

○杉浦説明員 ワッペン着用は、先ほど申し上げましたような諸規程の違反でございします。それに對する処分も行っております。しかしながら、今先生のお話の件につきましては、それだけの理由をもちまして職場を変えようという判断材料にしてはならない、職員の配置については、日ごろの職員の行動を十分に把握して総合判断をすべきであるという趣旨から申し上げておるところでございます。

○小沢(和)委員 総合判断をするというふうになた方は言われるけれども、実際そこでワッペンをつけていると警告しても外さなかったというところ、おまえはその仕事をやめろといつて連れ去られて、別の人をそこへ持つてくる、こういうような状況は異常じゃないか。だから、あなたが記者会見をされたような考え方をもちながら、もとに戻すようにぜひお願いしたいというふうには私は言っておるわけです。

次の質問も言ったと思うのですが、組合活動に對する支配介入はこういうようなことにとどまっておられないわけでございます。今、全体的に職場で、当局の気に入らぬ掲示物は一方的に外すのが当たり前になっております。北九州ではさらに一歩進んで、国鉄労組北九州支部の前にある横断幕

やのぼりまで一方的に撤去しております。支部事務所は国鉄用地の一部を借りておるのですが、横断幕はその支部の建物のすぐ前に、昭和四十九年一月十三日以来十数年間ずっと張られてきたのです。一度もそれについて当局は、最近まで言ったことはないと言っているのですが、急に今の時期、なぜ百名以上の公安官や職制を動員して撤去しなければならなかったのか。これも私は何の緊急性も認められないと思っております。全くこれは組合活動に對する嫌がらせ、弾圧としか思えないのです。が、これも直ちに改めていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○杉浦説明員 国鉄の施設につきまして、組合といえどもそれを使用するに当たりましては当局の許可が要ります。あるいは今のお話の事務所等につきまして、一部の施設を提供し、あるいは用地を提供しておるという立場にあるわけでございます。そうしたところにおきましては、横断幕等の掲示物は一切いけませんということを申し上げておる。今まで掲げられたのが急にというお話でございますが、これは当たり前の状態に戻すだけのことであると思ひます。

○小沢(和)委員 だから、当たり前の状態に今戻すんだとあなたは言われるけれども、じゃなぜ今なんですか。十数年間、あなた方は一言もそれについて注意しなかったというのですよ。なぜ今なのか。

つまり、来年の十万人の首切りの態勢をつくっていくためには、労働組合を徹底的に押さえ込んでしまわなければいけないというので、今その必要が出てきたということなんじゃないんですか。だからそういうような組合活動に對する不当な弾圧的な態度はやめるべきじゃないかと言っているのです。どうですか。

○杉浦説明員 別に、こちらは組合に對する弾圧とかなんだとか、そういう気持ちは全然ありません。当たり前のことを当たり前に戻すというだけのことです。

○小沢(和)委員 しかし、そういう言い方は何の

説得力もないと思いますよ。

ところで、先ほども若干議論されたように思いますが、あなたは国鉄労働組合が団体交渉権を持っていることを認め、また現実にも誠実に団体交渉に応じているかという点をお尋ねします。

○杉浦説明員 団体交渉権は持っていることを認めますし、また交渉すべきことは交渉をしております。

○小沢(和)委員 しかし実際には、今回でも広域配転問題について、当局が誠実に団体交渉に応じなかったから国鉄労働組合が公労委に調停を申請したのではありませんか。そのとき公益委員が労使に勧告案を提示したと聞いております。これについて、労働省にどういう趣旨の勧告案が提示されたか、お尋ねします。

○中村(正)政府委員 調停委員会ではかなりフリーハンドを持っておりまして、調停を行う途中段階でいろいろな勧告案なり何なりを出して取りまとめをするのが自然でございますが、しかし、これは労働委員会が独自の判断で内部的に行われることでございますので、その御意図がどうであったか、その内容がどうであったかということについては、私も知る立場にございません。

○小沢(和)委員 私が関係者から入手した資料によると、「国鉄の置かれている現状および雇用問題の重要性に鑑み、今回の広域異動の実施については職員の希望ができる限り尊重され、かつ職員間にいたずらな不安が生じないような適切な配慮にもとづき円滑に運用されるよう、中央および地方の対応機関における話し合いを早急に進めること。」という案が提示されたというふうにはっきり文言まで明らかにされております。こういうものが提示されたんじゃないですか。

○中村(正)政府委員 確かにそういうような勧告案が提示されたという話は漏れ伝へ聞いておるところでございます。

○山下委員長 小沢君、もう大分超過していますよ。大分私は時間を増してあげているのですよ。

○小沢(和)委員 十四分までですよ、だから……。まあまあもう一、二回やらせてください。

今、私、勧告案というのを読み上げたいんですが、これは何で国鉄当局は拒否したのか、私にはさっぱりわからないのです。これはだれが聞いたって当然の話じゃないんですか。実際に広域配転で働く人たちに大きな影響が出る、だから話し合ったらどうですかというのはごく当たり前のことじゃないんですか。これを拒否するということでは、国鉄当局が公共企業体等労働関係法第一条で言う「苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図る」ように団体交渉の慣行と手続とを確立する」というこの法の趣旨を、あなた自身が踏みにじっていると言われても、これは弁解できないんじゃないですか。

○杉浦説明員 先生も御承知のように、調停作業の過程におきましては、労使双方からいんな意見が開陳をされます。そうしたいろいろな意見の開陳の結果、調停ができる場合とそうでない場合がございます。

今回は、調停不調であったということでございます。一断面それぞれをとりえて、それが結論であるというわけにはまいりません。

○小沢(和)委員 もう私、聞きませんけれども、しかし、これはだれが聞いても、当たり前のことを書いていると思うのです。こういうようなあなたの方のかたくなな態度については、裁判所からも厳しい審判を受けているでしょう。

昭和五十七年十一月の末に、職員に対する乗車証制度を、団体交渉を拒否したまま一方的にあなた方が廃止したことがあります。このことについて東京地裁は、本年二月二十七日、国鉄当局に団体交渉承諾の義務があるとする全面的なあなた方の敗訴の判決を下しているのです。総裁、御存じですか。こういうようなことについても、あなた真剣に考えていただきたい。

私、もう時間が来たようですから終わりますけれども、しかし、こういうような交渉を拒否したまま一方的にやりたいほうだいのことをやりま

くっているというようなことは、絶対に世間を納得させないであろうことを強く警告し、最後にあなたがそういう判決が出たことについてどう思っているか、今後も交渉をやる気がないのかどうかお尋ねして終わります。

○杉浦説明員 その判決に対しては、不服といたしまして控訴いたしております。

○小沢(和)委員 終わります。

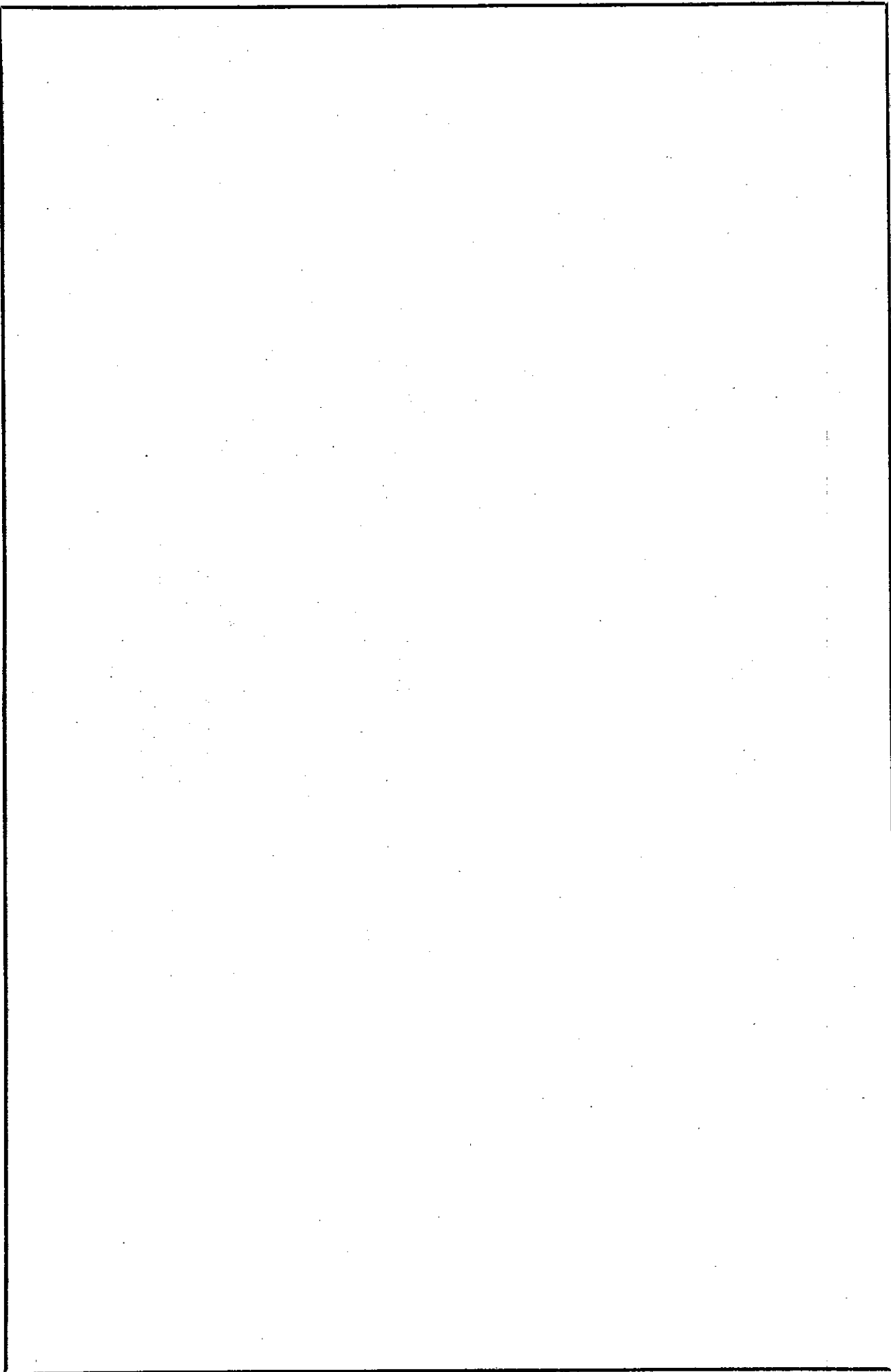
○山下委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十分散会

〔参照〕

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案は運輸委員会議録第八号に掲載



昭和六十一年五月八日印刷

昭和六十一年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局